拠出予定国は、第二次ＭＩＦがこの協定に定める条件に従って銀行、米州投資公社（以下「ＩＩＣ」という。）その他の多数国間開発銀行の業務を引き続き補完すること及び銀行が第二次ＭＩＦの管理をこの協定の作成の日と同日に作成された第二次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第二次ＭＩＦ管理協定」という。）に基づいて引き続き実施することを意図しているので、よって、拠出予定国は、ここに次のとおり協定する。

第一条　一般的目的及び任務

第一項　一般的目的

第二次ＭＩＦの一般的目的は、民間投資の増加を奨励し、及び民間部門の発展を促進することにより、銀行の域内開発途上加盟国及びカリブ開発銀行（以下「ＣＤＢ」という。）の開発途上加盟国における経済成長及び貧困の減少を支援することである。

第二項　任務

第二次ＭＩＦは、その目的を達成するため、次の任務を有する。

(a)　銀行の域内開発途上加盟国及びＣＤＢの開発途上加盟国における企業の経済活動のための環境を改善するための活動を促進すること。

(b)　域内の民間部門の競争力を高めること。

(c)　零細企業、小企業その他の企業家の活動に刺激を与えること。

(d)　地域的な統合の努力を促進すること。

(e)　民間部門、特に零細企業及び小企業の発展に役立つ知識を共有すること。

(f)　域内の技術の使用及び利用を奨励すること。

(g)　革新的な創意の活用を促進すること。

(h)　銀行、ＩＩＣその他の多数国間開発銀行の業務を補完すること。

(i)　法令上及び規制上の適切な改革の実施を奨励すること。

(j)　第二次ＭＩＦの業務のすべての範囲において、環境上適正かつ持続可能な経済開発及び男女平等を促進すること。

第二条　第二次ＭＩＦへの拠出

第一項　受諾書及び拠出証書

(a)　拠出予定国は、この協定を批准し、受諾し、又は承認したことを示す文書（以下「受諾書」という。）の寄託の後、合理的にできる限り速やかに、遅くとも受諾書の寄託の後六十日以内に、付表Ａにおいて国名に対応して掲げる額を第二次ＭＩＦに払い込むことに同意する旨の文書（以下「拠出証書」という。）を銀行に寄託する。これにより、拠出予定国は、この協定における拠出国となる。

(b)　拠出国は、拠出証書に定めるところにより、六回の均等年賦により第二次ＭＩＦに払い込むこと（以下「無条件拠出」という。）に同意する。第五条第一項の規定に基づきこの協定の効力が生ずる日（以下「この協定の効力発生の日」という。）前、この協定の効力発生の日又はこの協定の効力発生の日の後六十日以内に拠出証書を寄託した拠出国は、最初の分割払の額の払込みをこの協定の効力発生の日の後六十日まで延期することができる。この協定の効力発生の日の後六十日を経過した後に拠出証書を寄託した拠出国は、最初の分割払の額その他の支払期限が到来したその後の分割払の額の払込みを当該拠出証書を寄託した日に行う。拠出国は、拠出国間で合意した振込計画に従ってその後の各年の払込みを行う。

(c)　無条件拠出についての(b)の規定にかかわらず、例外的な場合には、拠出国は、すべての分割払の額を予算措置が講じられることを条件として払い込むことに同意し、及び各分割払の全額を(b)に定める払込日までに払い込むために必要な予算措置を講じるよう努めることを約束する旨拠出証書に記載することができる（このような拠出を、以下「条件付拠出」という。）。当該払込日の後に払込義務が生じた分割払の額の払込みは、必要な予算措置が講じられた後三十日以内に行う。

(d)　条件付拠出を行った拠出国が(b)に定める日までにいずれかの分割払の全額を払い込むための予算措置を講じることができなかった場合には、これに対応する分割払の全額を期限どおり払い込んだ拠出国は、第四条の規定によって設置される委員会（以下「拠出国委員会」という。）と協議の後、銀行に対し、当該分割払の額の使用の約束を制限するよう書面により指示することができる。その制限は、条件付拠出を行った拠出国が払い込むべき分割払の全額に対する未払込部分の割合を超えてはならず、かつ、その未払込部分の額が払い込まれていない期間についてのみ有効とする。

(e)　付表Ａに掲げられていない銀行の加盟国であって第六条第一項の規定に基づいて拠出国となるもの又は拠出国委員会の承認を条件として付表Ａに掲げる額を超えて拠出を増額しようとする拠出国は、同委員会により承認された額、期日及び条件に従って払込みを行うことに同意する旨の拠出証書を寄託することにより第二次ＭＩＦへの拠出を行う。ただし、付表Ａに掲げられていない拠出国は、最初の払込みを(b)に規定する払込計画に追いつくように行い、その後の払込みを当該払込計画に従って行う。

(f)　第二次ＭＩＦは、付表Ａに掲げる額に、(e)の規定により寄託される拠出証書に定める額を加えた額を超えて増額してはならない。

第二項　払込み

(a)　この条の規定に基づく払込みは、拠出国委員会が決定する自由に交換可能な通貨、又は自由に交換可能な通貨で表示され、かつ、要求により支払い可能な譲渡禁止かつ無利子の約束手形若しくは類似の証券によって、基金の業務上の約束に応じて拠出国委員会が定める基準及び手続きに従って行う。拠出国の信託基金から移転された自由に交換可能な通貨による第二次ＭＩＦへの払込みは、当該拠出国が払い込むべき額が移転された時に行われたものとみなす。

(b)　(a)の払込みは、その目的のために銀行が特に設けた勘定に対して行う。(a)の約束手形は、銀行が決定するところに従い、当該勘定又は銀行に寄託する。

(c)　合衆国ドル以外の交換可能な通貨で払い込む拠出国が払い込むべき額を決定するため、付表Ａにおいて国名に対応して掲げる合衆国ドルの額については、二千四年十二月三十一日に終了した六箇月の間の毎日の当該拠出国の払込通貨についての国際通貨基金代表為替相場の平均値により、当該払込通貨に換算する。

第三条　第二次ＭＩＦの業務

第一項　総則

第二次ＭＩＦは、銀行及びＩＩＣと連携しつつも別個の役割を有するものとし、拠出国委員会の指示するところに従って、銀行及びＩＩＣの活動を補完し、及び支援することができる。第二次ＭＩＦは、民間投資の増加を奨励し、及び民間部門の発展を促進することによって経済成長及び貧困の減少を支援するという目的を達成するため、適当な場合には、民間部門に関する銀行の戦略及び政策、個別の国に対する銀行の事業計画並びに銀行及びＩＩＣのその他の政策を参考とする。

第二項　業務

(a)　第二次ＭＩＦは、その目的を達成するため、贈与、貸付け若しくは保証若しくはこれらの組合せの形態又は(b)に定めるところにより株式若しくは株式に準ずるもの若しくはこれらの組合せの形態によって資金を供与する。ただし、第二次ＭＩＦは、第一次ＭＩＦの歴史的慣行に応じた水準で無償資金の供与という本質的な特徴を維持する。また、第二次ＭＩＦは、助言を与えることができる。資金供与及び助言は、政府、政府機関、準国家組織、非政府機関、民間部門の主体その他の者に対して、第二次ＭＩＦの目的を達成する業務を支援するために行うことができる。第二次ＭＩＦの業務は、特に、次の活動を目標とすることができる。

(i)　効率性、透明性及び責任のある市場慣行を促進し、法令上及び規制上の適切な改革の実施を奨励し、並びに国際的な規範及び基準の適用を促進することに焦点を当てつつ、企業の経済活動のための環境の改善を支援すること。